

**平成 30 年大阪府北部を震源とする地震
による被害状況等について(報告)**

寝 屋 川 市

平成 30 年7月 18 日

【目次】

1	発災時からの対応状況	1
2	市内の主な被害状況	4
	(1) 死亡者・負傷者	
	(2) 家屋	
	(3) 罹災証明	
	ア 援助条件	
	イ 発行件数（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の件数）	
3	ブロック塀の状況と今後の対応	7
	(1) 市立小学校	
	(2) 市立中学校	
	(3) 市立幼稚園	
	(4) 市立保育所	
	(5) その他公共施設	
	(6) 通学路	
4	アスベストの状況	15
	(1) アスベストに関する対応	
	(2) 総合センターの状況	
	(3) 市立小学校の状況	
	(4) 市立中学校の状況	
	(5) 市立幼稚園の状況	
	(6) 市立保育所等の状況	
	(7) その他公共施設	

5	総合センターの当面及び今後の対応	21
(1)	執務室（1階・2階）	
(2)	中央公民館	
(3)	中央図書館（学習室含む）	
(4)	今後の震災等への対応	
6	参考資料	24
(1)	緊急対応項目一覧	
(2)	公共施設等の被害状況一覧	
(3)	減免制度等一覧	

※ 本報告書は、平成30年7月17日（火）に取りまとめたものであり、被害状況の数字は今後変わる可能性がある。

1 発災時からの対応状況

日時	事項
6月18日（月）	
午前7時58分	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震発災 災害対策本部の設置
午前8時45分	<ul style="list-style-type: none"> 第一回災害対策本部会議の開催（各部局へ指示） <ol style="list-style-type: none"> 職員の出勤状況の確認 公共施設、道路などの被害状況等を情報収集 自治会へ被害状況等の確認 など
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 全市域の被害状況等を情報収集（各中学校区別に調査班を編成）
午前9時30分	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部に電話（6本）設置 被害情報等の受付開始
午前11時00分	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難所（6コミュニティセンター）開設
午後5時00分	<ul style="list-style-type: none"> 第二回災害対策本部会議の開催 <ol style="list-style-type: none"> 被害状況等の報告と情報共有 各部局に緊急に対応すべき内容を指示 など
午後9時28分	<ul style="list-style-type: none"> 近畿財務局長から災害救助法適用の通知
6月19日（火）	
午前10時00分	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域の全戸に注意喚起のチラシを配布
午後1時00分	<ul style="list-style-type: none"> 第三回災害対策本部会議の開催 <ol style="list-style-type: none"> 被害状況等の報告と情報共有 など 家屋被害認定調査班に対する研修の実施
午後4時00分	<ul style="list-style-type: none"> ブルーシートの無償貸与を開始（市民活動振興室前で受付）
6月20日（水）	
午後1時00分	<ul style="list-style-type: none"> 家屋被害認定調査を開始
6月21日（木）	
午前10時00分	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府による災害救助法説明会の開催
午後0時00分	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部から災害警戒本部に移行

日時	事項
6月22日(金)	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府危機管理室に、り災証明書発行手続について職員派遣依頼 ⇒ 同日18時に関西広域連合広域防災局防災課から2人派遣の支援あり ⇒ 6月22日(金)・23日(土)に鳥取県倉吉市総務部防災安全課、税務課から2人派遣の支援あり
午後6時17分	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府市長会から被災自治体への公用車貸与の依頼 ⇒ 軽バン2台と普通乗用車1台貸与可能と回答 ⇒ 6月28日(木)から7月末まで、軽バン2台を枚方市へ貸与
6月23日(土)	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 家屋被害認定調査の実施
6月24日(日)	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 家屋被害認定調査の実施
午後5時00分	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難所(6コミュニティセンター)閉所
6月25日(月)	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 第一回災害警戒本部会議の開催 (1) 午後1時からり災証明書の受付開始及び家屋被害認定調査を進めていることの報告 など
午後1時00分	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書の受付開始(庁舎別館)[後日交付]
6月26日(火)	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書の受付(庁舎別館)[即日交付開始]
6月27日(水)	
午前9時52分	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府から被災された人に対する住宅提供の共同実施に関する意向確認あり ⇒ 共同実施する旨を回答
午前10時07分	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府から地震義援金緊急配分(第一次配分)の通知
6月30日(土)	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎別館でり災証明書の受付(午後5時まで) 家屋被害認定調査の実施

日時	事項
7月1日（日）	
午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎別館で災証明書の受付（午後5時まで） ・ 家屋被害認定調査の実施
7月4日（水）	
午後0時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二回災害警戒本部会議の開催 (1) 災害警戒本部の廃止 など

※ 災害救助法適用市町（12市1町）

大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、
寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

2 市内の主な被害状況

(1) 死亡者・負傷者

6月18日（月）から被害調査等を行った。

（7月17日現在）

	大阪府全体	
		うち寝屋川市
死亡	4人	0人
行方不明者	0人	0人
重傷者	9人	0人
軽傷者	351人	9人

※大阪府全体の数値は7月13日現在の数値

出典：大阪府ホームページ

(2) 家屋

6月20日（水）から被害認定調査等を行った。

（7月17日現在）

市内の家屋件数	被害判定別内訳			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
大阪府全体	10棟	0棟	181棟	30,524棟
うち寝屋川市	0棟	0棟	5棟	1,042棟

※大阪府全体の数値は7月13日現在の数値

出典：大阪府ホームページ

(3) リ災証明

6月20日（水）から家屋被害認定調査を開始し、6月26日（火）からリ災証明書を交付した。

※ 「リ災証明」とは、住家等の被災程度を証明するもので、市が家屋被害認定調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書のことをいう。

ア 援助条件

(7) 災害救助法の適用について

	対象者
全壊	
応急仮設住宅の 供与	自らの資力では住宅を確保できない方
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	生活上必要な被服、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な方
学用品の給与	損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
大規模半壊	
住宅の応急修理	大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（いわゆる大規模半壊）した方
半壊	
住宅の応急修理	災害のため住家が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	生活上必要な被服、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な方
学用品の給与	損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(イ) 義援金（第一次配分）について

災害救助法が適用された本市を含む 13 市町が対象となった。

	内 容
死亡の場合	遺族に 100 万円
全壊・半壊の場合	世帯に 5 万円
一部損壊の場合	6 月 27 日（水）午前 0 時から午前 8 時まで、避難所に避難している方で、以下の①～③のいずれかを満たす世帯に 5 万円 ①障害者手帳所持者を含む世帯 ②ひとり親世帯 ③市民税非課税世帯

(ウ) 義援金（第二次配分）について

	内 容
重傷者【新規】	ひとり 10 万円 ※地震により負傷し医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのもの
住宅被害（全壊）	世帯に 100 万円 ※第一次配分において既に請求した世帯は 95 万円
住宅被害（半壊）	世帯に 50 万円 ※第一次配分において既に請求した世帯は 45 万円

※ 対象となるのは、被災日現在でお住まい （住家） の方・世帯です。

（店舗、事務所、作業場等のほか、現実にお住いの住居以外の建物 （非住家） 被害は対象外です。）

イ 発行件数

（7 月 17 日現在）

り災証明書 発行件数	被害判定別内訳			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
833 件	0 件	0 件	5 件	828 件

※ り災証明書未申請件数：214 件

※ 半壊 5 件（住家 3 件・非住家 2 件）

3 ブロック塀の状況と今後の対応

(1) 市立小学校

6月25日(月)から安全点検調査を開始し、全市立小学校の全てのブロック塀の確認を行った(98か所)。

楠根小学校については、6月18日(月)に、一部倒壊防止の処置、危険箇所を表示やロープ等による進入禁止区域の設定等の応急対応を実施した。

今後、不適合(法令違反)判定及び危険度判定の結果を踏まえ、優先順位を付け、順次対策を講じる。

下図は、小学校ごとのブロック塀の箇所数と判定結果を取りまとめたものとなっている。

なお、緊急対応が必要な箇所については、16か所である。

学校名	箇所	判定結果	緊急対応箇所
東小学校	3	問題なし(全3か所)	—
西小学校	4	不適合判定(3か所)	—
南小学校	2	問題なし(全2か所)	—
北小学校	6	不適合判定(1か所) 不適合・危険判定(1か所) 危険判定(1か所)	2
第五小学校	1	問題なし(全1か所)	—
成美小学校	6	不適合判定(1か所) 不適合・危険判定(1か所)	1
明和小学校	6	不適合判定(1か所)	—
池田小学校	4	不適合判定(1か所) 不適合・危険判定(2か所)	2
中央小学校	6	問題なし(全6か所)	—
啓明小学校	4	不適合判定(1か所)	—
三井小学校	1	問題なし(全1か所)	—
木屋小学校	6	危険判定(2か所)	2
木田小学校	2	問題なし(全2か所)	—
神田小学校	4	不適合判定(2か所)	—

学校名	箇所	判定結果	緊急 対応 箇所
堀溝小学校	6	問題なし（全6か所）	—
田井小学校	3	不適合・危険判定（1か所） 危険判定（2か所）	3
桜小学校	2	問題なし（全2か所）	—
点野小学校	2	不適合・危険判定（1か所）	1
和光小学校	2	問題なし（全2か所）	—
国松緑丘小学校	6	不適合判定（1か所）	—
楠根小学校	5	危険判定（2か所）	2
梅が丘小学校	6	不適合・危険判定（1か所） 危険判定（1か所）	2
宇谷小学校	9	問題なし（全9か所）	—
石津小学校	2	危険判定（1か所）	1
合計	98		16

※ 「塀の高さ」「塀の厚さ」「鉄筋」「控壁」「その他（土留め）」に問題があるものは「不適合判定」、「塀の傾き」「ひび割れ」「塀のぐらつき」があるものは「危険判定」としている（以下同じ）。

(2) 市立中学校

6月25日（月）から安全点検調査を開始し、全市立中学校の全てのブロック塀の確認を行った（48か所）。

四中学校については、6月18日（月）に、一部倒壊防止の処置、危険箇所の表示やロープ等による進入禁止区域の設定等の応急対応を実施した。

今後、不適合（法令違反）判定及び危険度判定の結果を踏まえ、優先順位を付け、順次対策を講じる。

なお、緊急対応が必要な箇所については、10か所である。

学校名	箇所	判定結果	緊急 対応 箇所
第一中学校	6	問題なし（全6か所）	—
第二中学校	—		

学校名	箇所	判定結果	緊急 対応 箇所
第三中学校	7	不適合判定（1か所） 不適合・危険判定（2か所）	2
第四中学校	11	不適合・危険判定（1か所） 危険判定（5か所）	6
第五中学校	1	問題なし（全1か所）	—
第六中学校	1	問題なし（全1か所）	—
第七中学校	3	不適合判定（1か所）	—
第八中学校	2	問題なし（全2か所）	—
第九中学校	6	問題なし（全6か所）	—
第十中学校	8	不適合判定（1か所） 危険判定（1か所）	1
友呂岐中学校	3	危険判定（1か所）	1
中木田中学校	—		
合計	48		10

(3) 市立幼稚園

6月25日（月）から安全点検調査を開始し、全市立幼稚園の全てのブロック塀の確認を行った（17か所）。

中央幼稚園については、6月18日（月）に、一部倒壊防止の処置、またその他の園においても危険箇所の表示やロープ等による進入禁止区域の設定等の応急対応を実施した。

今後、不適合（法令違反）判定及び危険度判定の結果を踏まえ、優先順位を付け、順次対策を講じる。

なお、緊急対応が必要な箇所については、3か所である。

園名	箇所	判定結果	緊急 対応 箇所
北幼稚園	2	問題なし（全2か所）	—
中央幼稚園	5	不適合・危険判定（1か所）	1

園名	箇所	判定結果	緊急 対応 箇所
南幼稚園	5	不適合判定（2か所） 不適合・危険判定（1か所）	1
神田幼稚園	2	危険判定（1か所）	1
啓明幼稚園	3	不適合判定（1か所）	—
合計	17		3

(4) 市立保育所

全市立保育所の全てのブロック塀の損傷状況等について、6月18日（月）に聞き取り調査、6月18日（月）から6月25日（月）までの間に巡回調査、7月2日に鉄筋有無調査を実施した（20か所）。

さざんか保育所内に設置しているブロック塀に、ひび割れ・亀裂・傾きが発生したため、6月18日（月）に危険箇所の表示、ロープによる立入禁止措置を、6月20日（水）に鉄骨・ワイヤーによる倒壊防止措置を実施した。

今後、不適合（法令違反）判定の結果等を踏まえ、優先順位を付け、順次対策を講じる。

施設名	箇所	判定結果	緊急 対応 箇所
さくら保育所	5	不適合判定（5か所）	—
たんぽぽ保育所	2	不適合判定（1か所）	—
さつき保育所	4	不適合判定（1か所）	—
さざんか保育所	4	不適合判定（1か所）	—
コスモス保育所	2	不適合判定（1か所）	—
あざみ保育所	3	問題なし（全3か所）	—
合計	20		—

(5) その他公共施設

ア 本庁舎

6月19日(火)に、敷地内のコンクリートブロック塀を確認したところ、2.2メートルを超えるもの、また、倒壊のおそれのあるものはなかったが、本庁舎別館北側のブロック塀にひび割れを確認した。別館敷地北側入口近くであることから、市民の安全確保のため、修繕を行う予定である。

イ 総合センター

6月18日(月)に、総合センターの南側の第二中学校と隣接するセメント止めのブロック塀(塀の高さ約1.9メートル幅約18メートル)にひび割れを発見した。市民が自転車等で通行している狭い通路に面しており、余震等の発生により崩れるおそれもあることから、安全確保のため、6月23日(土)に危険部分の撤去を行った。

今後、8月頃を目途に、塀の設置を行う予定である。

ウ 太秦中町第1ちびっこ老人憩いの広場

6月18日(月)に、外周ブロックのひび割れを発見したため、7月中旬を目途に修繕工事を実施予定である。

エ 太秦緑が丘第2ちびっこ老人憩いの広場

6月18日(月)に、高さ制限を超過したブロック塀を発見した。しかしながら、当該塀は隣接する宅地との境界に設置しているため、今後、ブロック塀を改修する場合は、隣接者と協議が必要である。

オ あかつき・ひばり園

あかつき・ひばり園とJR西日本との境界のコンクリートブロック塀(2.2メートル以上のブロック塀ではない)について、6月18日(月)に聞き取り及び現地調査、7月4日(水)に鉄筋有無調査を実施した。その結果、壁内の鉄筋は確認できたが、不適合箇所があることが確認された。

今後、ブロック塀を改修する場合はJR西日本と協議が必要である。

カ 市民会館

6月19日(火)に、敷地内コンクリートブロック塀を確認したところ、亀裂などの危険性があるもの、また、高さ2.2メートルを超えるものがないことを確認した。その後、詳細な調査を行ったところ、駐輪場西側ブロ

ック塀に控壁がないことが判明した。今後、市民の安全確保のため修繕工事を実施予定である。

キ 上下水道局庁舎

6月19日（火）に、敷地内コンクリートブロック塀を確認したところ、亀裂などの危険性があるもの、また、高さ2.2メートルを超えるものはなかったが、その後、詳細な調査を行ったところ、敷地南側ブロック塀に控壁がないことが判明した。今後、市民の安全確保のため修繕工事を実施予定である。

ク 楠根配水場

6月19日（火）に、敷地内コンクリートブロック塀を確認したところ、亀裂などの危険性があるもの、また、高さ2.2メートルを超えるものはなかったが、その後、詳細な調査を行ったところ、敷地北西側ブロック塀に控壁はあるものの、間隔が基準を満たしていないことが判明した。今後、安全確保のため修繕工事を実施予定である。

ケ 香里浄水場

6月19日（火）に、敷地内コンクリートブロック塀を確認したところ、亀裂などの危険性があるもの、また、高さ2.2メートルを超えるものはなかったが、その後、詳細な調査を行ったところ、敷地南西側ブロック塀に一部控壁がないことが判明した。今後、市民の安全確保のため修繕工事を実施予定である。

(6) 通学路

全小学校区の通学路における全てのブロック塀を、6月25日（月）から6月27日（水）までの間に調査し、確認を行った（889か所）。

現在、必要に応じて通学路を変更するなど、児童・生徒の安全確保を図っている。

学校名	箇所	判定結果	調査日
東小学校	115	不適合判定（37か所） 危険判定（2か所）	6月26日
西小学校	34	不適合判定（8か所） 危険判定（8か所）	6月25日
南小学校	31	不適合判定（23か所） 危険判定（4か所）	6月26日
北小学校	10	不適合判定（1か所）	6月25日
第五小学校	28	不適合判定（25か所） 危険判定（4か所）	6月25日
成美小学校	61	不適合判定（10か所） 危険判定（9か所）	6月25日
明和小学校	45	不適合判定（32か所） 危険判定（3か所）	6月26日
池田小学校	115	不適合判定（6か所） 危険判定（2か所）	6月25日
中央小学校	34	不適合判定（6か所） 危険判定（4か所）	6月27日
啓明小学校	28	不適合判定（20か所）	6月26日
三井小学校	34	不適合判定（32か所）	6月25日
木屋小学校	57	不適合判定（6か所） 危険判定（37か所）	6月26日
木田小学校	17	不適合判定（9か所） 危険判定（3か所）	6月26日
神田小学校	19	不適合判定（5か所） 危険判定（1か所）	6月26日

学校名	箇所	判定結果	調査日
堀溝小学校	31	不適合判定 (16 箇所) 危険判定 (5 箇所)	6 月 26 日
田井小学校	15	不適合判定 (3 箇所) 危険判定 (1 箇所)	6 月 25 日
桜小学校	33	不適合判定 (5 箇所) 危険判定 (3 箇所)	6 月 27 日
点野小学校	38	不適合判定 (2 箇所) 危険判定 (5 箇所)	6 月 26 日
和光小学校	49	不適合判定 (26 箇所) 危険判定 (5 箇所)	6 月 27 日
国松緑丘小学校	17	不適合判定 (14 箇所) 危険判定 (1 箇所)	6 月 26 日
楠根小学校	27	不適合判定 (11 箇所) 危険判定 (5 箇所)	6 月 26 日
梅が丘小学校	9	不適合判定 (7 箇所)	6 月 26 日
宇谷小学校	7	不適合判定 (4 箇所) 危険判定 (2 箇所)	6 月 26 日
石津小学校	35	不適合判定 (12 箇所) 危険判定 (3 箇所)	6 月 26 日
合計	889	不適合判定 : 320 箇所 危険判定 : 107 箇所	

4 アスベストの状況

(1) アスベストに関する対応

6月20日（水）に、公共施設の被害状況と併せ、アスベストが存在する箇所の被害状況の確認を行った。

- ・ 総合センター：天井の損傷を確認
- ・ その他施設：被害なしを確認

(2) 総合センターの状況

日付	事項
6月18日（月）	<ul style="list-style-type: none">・ 地震による被害状況を確認し、4階天井が損傷、2階講堂に落下物があることを発見した。・ 中央公民館と中央図書館の休館を決定。・ 1階及び2階の執務室については、安全を確認した上で、当日の業務を行った。
6月20日（水）	<ul style="list-style-type: none">・ 4階天井裏及び2階講堂舞台裏にはアスベストが使用されていることから、安全確保のため、中央図書館の事務室を保健福祉センター1階の旧保健福祉公社事務室に移転させた。また、4階及び2階講堂を立入禁止とした。・ 4階天井の損傷部分をシートで養生し、飛散防止を図るとともに、3階から4階に上がる階段及び2階講堂の出入口をシートで封鎖した。・ 総合センター（4階）と保健福祉センター（5階）をつなぐ通路の防火シャッターを下ろした。・ やむを得ず職員が立ち入る場合には、通常のマスクに加え、防塵用マスクを二重で装着するよう義務付けた。
6月21日（木）	<ul style="list-style-type: none">・ アスベストの専門業者が建物状況を確認・ 3階の中央公民館事務所及び更生保護司会事務所を保健福祉センター5階会議室へ移転するよう打診した。 ⇒ 更生保護司会は6月27日（水）、中央公民館は7月3日（火）に移転済み。
6月23日（土） /6月27日（水）	<ul style="list-style-type: none">・ 総合センター1階から4階までの専門業者による環境測定（アスベスト濃度測定）を実施 ⇒ いずれのポイントも基準値以下であった。

日付	事項
6月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門業者によるアスベスト含有率分析調査を実施 ⇒ アスベストに対する措置を講じる必要があることが判明した。 ・ 総合センター及び保健福祉センターにある各所属の課長級以上に次の3点を周知徹底した。 <ol style="list-style-type: none"> ① アスベストの確認を含めた総合センターの現状報告 ② 緊急措置として、震度4以上が発生した場合、直ちに市民を総合センターの外に誘導し、職員も避難すること。 ③ 本件を全職員及び関係団体に周知すること。
6月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4階エレベーター前の防火シャッターを下ろした。

(3) 市立小学校の状況

施設名	アスベスト被害の有無 (7月2日時点)	備考
東小学校	なし	囲い込み済み
西小学校	なし	囲い込み済み。一部は、平成23年度に耐震補強工事と同時に除去済み。
南小学校	なし	囲い込み済み
北小学校	なし	囲い込み済み
第五小学校	なし	囲い込み済み
成美小学校	/	建設当初からアスベストなし
明和小学校	なし	囲い込み済み
池田小学校	/	建設当初からアスベストなし
中央小学校	なし	囲い込み済み

設名	アスベスト被害の有無 (7月2日時点)	備考
啓明小学校		建設当初からアスベストなし
三井小学校		平成18年度に耐震補強工事と同時に除去済み
木屋小学校		建設当初からアスベストなし
木田小学校		建設当初からアスベストなし
神田小学校		建設当初からアスベストなし
堀溝小学校		建設当初からアスベストなし
田井小学校		建設当初からアスベストなし
桜小学校		建設当初からアスベストなし
点野小学校		平成13年度に給食調理場の建替え時に除去
和光小学校	なし	囲い込み済み
国松緑丘小学校	なし	囲い込み済み
楠根小学校	なし	囲い込み済み
梅が丘小学校	なし	囲い込み済み
宇谷小学校	なし	囲い込み済み
石津小学校	なし	囲い込み済み

(4) 市立中学校の状況

施設名	アスベスト被害の有無 (7月2日時点)	備考
第一中学校		平成24年度に耐震補強工事と同時に除去済み
第二中学校	なし	昭和63年度に一部除去工事、平成18年度に耐震補強工事と同時に封じ込め済み。
第三中学校		平成24年度に耐震補強工事と同時に除去済み
第四中学校		建設当初からアスベストなし
第五中学校		建設当初からアスベストなし
第六中学校		平成25年度に耐震補強工事と同時に除去済み
第七中学校		建設当初からアスベストなし
第八中学校		平成25年度に耐震補強工事と同時に除去済み
第九中学校		平成25年度に耐震補強工事と同時に除去済み
第十中学校		平成26年度に非構造部材耐震補強工事と同時に除去済み
友呂岐中学校	なし	囲い込み済み。一部は、平成26年度に非構造部材耐震補強工事と同時に除去済み。
中木田中学校	なし	囲い込み済み

(5) 市立幼稚園の状況

施設名	アスベスト被害の有無 (7月2日時点)	備考
北幼稚園		建設当初からアスベストなし
中央幼稚園		建設当初からアスベストなし
南幼稚園		建設当初からアスベストなし
神田幼稚園		平成26年度に耐震補強工事と同時に除去済み
啓明幼稚園		平成20年度調査において、不検出

(6) 市立保育所等の状況

施設名	アスベスト被害の有無 (7月2日時点)	備考
さくら保育所		平成23年度に除去工事を実施済み
たんぽぽ保育所		建設当初からアスベストなし
さつき保育所		建設当初からアスベストなし
さざんか保育所		建設当初からアスベストなし
コスモス保育所		建設当初からアスベストなし
あざみ保育所		建設当初からアスベストなし
こどもセンター		建設当初からアスベストなし
あかつき・ひばり園		建設当初からアスベストなし

(7) その他公共施設

施設名	アスベスト被害の有無 (7月2日時点)	備考
本庁舎		平成20年度調査において、不検出
旧クリーンセンター		平成20年度調査において、不検出
市民会館	なし	封じ込め済み
西北コミュニティセンター		仕上塗材のため把握の対象外とされている
南コミュニティセンター分館	なし	囲い込み済み
明和住宅	なし	囲い込み済み
香里浄水場	なし	封じ込め済み
教育研修センター	なし	囲い込み済み
エスポアール	なし	囲い込み済み
市民体育館	なし	封じ込め済み
萱島自治会館	なし	囲い込み済み
旧明德幼稚園	なし	囲い込み済み

5 総合センターの当面及び今後の対応

(1) 執務室等（1階・2階）

6月23日（土）及び6月27日（水）に行ったアスベストの濃度測定が基準値以下であったことから、通常業務を行っている。



（左右：保護課及び障害福祉課執務室入口のフロアがひび割れ）

(2) 中央公民館

現時点で休館中である。2階講堂、4階研修室等のアスベストに対する措置等を実施する予定である。



（左：2階講堂の出入口を封鎖）



(右：2階講堂の出入口を封鎖)



(右：4階の天井のはがれ)



(右：4階天井の損壊部分を養生)

(3) 中央図書館（学習室含む）

現時点で休館中である。4階天井のアスベストに対する措置等を実施する予定である。

(4) 今後の震災等への対応

市内の公共施設のうち、総合センターにおいては、使用に支障が出る程度の損壊が集中している。アスベストに対する措置等を講じたとしても、同規模の地震が発生すれば、天井の落下等の危険性があり、人的・物的な被害が出る可能性が高いことから、被害が発生することを想定した対応が必要である。

現在は、震度4以上の地震が発生した場合に直ちに避難するよう、総合センターで勤務する全職員等に周知している。



（総合センターと保健福祉センターをつなぐ
連絡通路のエキスパンジョイント部が落下）

参考資料

- (1) 緊急対応項目一覧
- (2) 公共施設等の被害状況一覧
- (3) 減免制度等一覧